

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	計画修正案
1-1	P25	ウ 生活道路における安全対策の推進について	市道269号線。私どもは、通称「このす台銀座通り」と呼んでおります。サンクスから森図書に抜ける直線道路です。16号からの抜道になっていて、朝晩の交通量の多さ、スピードの出し過ぎ、老婆の死亡事故も発生しています。関係機関の調査を願います。少なくとも事故が起きない前に「ゾーン30」設置してください。	自治会要望を受け、スピード抑制対策として車道幅員を狭めたり、路面標示を設置する等の対策を実施しています。ゾーン30の指定については、単路線での指定ではなく、周辺区域を含めたエリアでの指定となり、自治会及び関係機関との調整が必要です。当該地は単路線での速度規制について、警察へ要望し協議しているところです。	無	
2-1	P25 P40	ウ 生活道路における安全対策の推進について 用語集	「イメージハンプ」について、「自動車の速度を落とさせるために設ける」という説明に疑念があります。確かに、ドライバーに注意を促すとは思いますが、本当に自動車の速度は落ちるのでしょうか。注意喚起してスピード低下させるという論理は短絡的だと思います。ゾーン30の指定地域である南流山7,8丁目に住んでおり、周辺道路にイメージハンプが設置されていますが、その効果で速度を落としている車を見たことがありません。ひと目で「イメージ」と分かりますから、あれでドライバーが自動車の速度を低下させるとお考えならば、安易すぎると思います。ドライバーが速度を低下させるのは、狭く部があったり、一旦停止だったりするからです。イメージハンプのおかげではありません。実際、ゾーン30指定の住民説明会の際に見せていただいたコンサルタント業者作成のビデオ映像においても、イメージハンプの前で減速しているようには見受けられませんでした。イメージハンプはあくまでもドライバーに注意を促すために設けるものであり、車の減速に対して物理的な効果はありません。市の説明は効果を誇大に表現し過ぎており誤解を招きますから、訂正すべきと感じました。	イメージハンプは、自動車の速度を落とす効果があるとして、近年普及している手法です。まずはイメージハンプ等の視認できるものを標示し、ドライバーに注意喚起を促すことも重要と考えます。流山市では、より高い速度抑制効果を図るため、狭くやその他の路面標示等と併用でイメージハンプを設置しています。	無	
2-2	P25	ウ 生活道路における安全対策の推進について	「ゾーン30の指定等」の推進について、ゾーン30の指定だけでなく、「当該指定に基づいた取締り強化の要請」を追加して頂きたいと思います。私が居住する南流山7,8丁目はゾーン30の指定を受けています。従来から、本地域は流山橋へ抜道となっており、交通量の増加とマナーの悪さに危機意識を持っておりました。特に保育園の周辺や小中学校の通学路では、日常的に危険を感じることもありました。そのような中、自治会、市、警察の関係各位にご尽力頂いたおかげで「ゾーン30」に指定されることとなり、一住民として心より感謝しております。指定後は明らかに改善された部分もあり、本当に素晴らしい取組であると思います。しかしながら、ゾーン30の指定が行われても、実際に取締りが実施されなければ、速度規制は絵に描いた餅で効果が半減してしまいます。住民説明会でも、指定後の取締り強化の要望が意見として挙げられていましたが、警察からは取締りのためのスペース確保を理由として、困難と回答されていたと思います。取締りは警察しかできませんが、その警察がやらないと言ってしまったら、住民の安全は誰がどうやって守るのでしょうか。取締りは地域住民自身ができることではありませんし、市民の意識の向上だけで解決できる問題でもありません。現状、狭く部ではスピードは落ちていますが、その他の部分ではむしろスピードを上げる車が見受けられます。このようなマナー違反、法律違反のドライバーへの対応は、取締りしかありません。ゾーン30の指定と取締りの強化はセットです。片方だけでは意味がありません。市としてもこのことを認識して頂き、取締りの強化を警察に強く要請して頂きたいと思います。もし警察が人手不足でできないのであれば、市から流山警察署交通課の人員増強を、市民の安全のために県に要求してください。これは喫緊の課題と存じます。	P29「ア 交通の指導取締りの強化」に記載のとおり、違反車両に対する指導取締りの要請は随時行っているところです。ご指摘の南流山7,8丁目地区につきましても、ゾーン30の指定後、地域住民の要望を踏まえ、速度超過及び通行規制箇所の取締りの要請を行っているところです。引き続き、警察に強く要請していきます。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	計画修正案
2-3	P25	ウ 生活道路における安全対策の推進について	「生活道路における安全対策の推進」について、規制や施設整備、ゾーン30を指定することは素晴らしいので是非推進して頂きたいのですが、実施後、その内容が十分であったのかの「検証と評価」、不十分や不適切であった場合の「対策の追加、修正」に関する記載が抜けています。これがないと、市民として不安を感じますので、必ず言及して頂きたいです。例えば、現在本計画と同時にパブリックコメントが募集されている「ストップ温暖化」では、PDCAサイクルに関する記載がありますが、本計画には全くありません。本計画こそ「安全計画」なのですから、チェック(評価)と改善が必要でしょう。対策して、効果を検証せずにおしまひというのはあり得ないように思います。特に「ゾーン30」の指定後、市の担当の方が交通量を調べている姿を何度か目にしました。大変な作業であると思います。是非、このような苦勞をして取得された貴重なデータを住民に開示してください。また、今後「ゾーン30」を実施する場合は、住民の「安心」という評価が難しい指標だけでなく、それに交通量やスピード等、客観的に評価できる数値を基準とした指標を使って制定前に目標を立てて、制定後の比較による検証と評価、改善を実施してください。現状の計画では、これらの視点が欠落しておりますので、修正すべきと思います。	当計画は、国及び県で策定された基本計画を受けて、市の基本的な考え方や総合的施策を定めたもので、実施レベルでの表記はしていません。しかし、5年毎に計画を見直しているため、今後、社会情勢の変化や法令の改正に伴い、表記の見直しも検討いたします。また、昨年度実施したゾーン30区域については、半年経過後の交通量を調査し、結果を地元協議会へ報告しました。今後とも経過観察を行っていきます。	無	
2-4	P25	ウ 生活道路における安全対策の推進について	「ゾーン30」の指定について、このような生活道路の対策は、住民の理解と協力が不可欠です。南流山7,8丁目の指定においては、自治会を中心として住民の意見を取りまとめ、市や警察等の関係機関と調整頂いたと存じます。今後、流山市で推進する上で、これはロールモデルになるのではないのでしょうか。どのようなプロセスで指定に至ったのか、これから指定を考える自治会や興味のある市民には大変参考となる貴重な情報だと思います。また、自治会に加入していなかったり、住民説明会に参加できなかったりした地域住民も多いと思いますが、どのようなプロセスで指定されたのか、また、住民が抱いていた懸念や行政の考えはどうだったのか、是非知りたいと考える方もいらっしゃると思います。これは指定地域の今後の安全対策の在り方を考える上でも貴重な情報でしょう。しかしながら、住民説明会の議事録等は公開されておりませんが、検討に関する経緯等の情報に簡単にアクセスすることができません。もちろん、個人情報等について特段の配慮を行った上で、是非、ホームページで情報を公開してください。	ゾーン30の指定に至っては、自治会長を含めた地域住民の代表の方々と、PTA、警察、議員、市で協議会を立上げ、対策を検討してまいりました。協議会及び住民説明会の開催により、指定の経緯に至る情報は公開されているものと考えます。議事録の公開については、現在ホームページで公表する予定はありませんが、流山市情報公開条例に基づいて公開できます。また、ゾーン30を含め、交通安全対策について市民の皆様へ周知する方法は、広報やホームページを活用してまいります。	無	
2-5	P9	(第2の視点)子供の安全確保	通学路の危険箇所を簡便に市民が報告し、それを共有するシステムの構築を提案します。現状、危険を感じてもどこに報告して良いかわかりません。生徒の親であれば学校に連絡できるかもしれませんが、危険を発見するのは保護者に限ったことではありません。生徒の交通安全は地域で推進すべきものであり、危険箇所は広く市民から教えてもらうべきです。例えばスマートフォン等から危険箇所の写真を送ってもらうようなウェブサイトは難しいでしょうか。是非ご検討ください。	市民の情報共有システムとして、現在「安心安全メール」というシステムを運用しておりますが、膨大な通信量の問題から、生命に関わる重要事項のみメールで公開しています。なお、市民からの危険箇所の情報提供は、流山市ホームページ上にある市政のメールから、写真や図面を添付して送信することが可能です。	無	
3-1	P24	(2)道路における交通安全対策の推進	流山市十太夫219番地「おおたかの森駅」北口駅近くにある三井不動産パークホームズ(11階建300世帯)に住む流山市民ですが、そのマンション正面とSANEI本社の間の広い道路の延長工事が進められており、駅に行くにはその広い道路を横断せねばならず、道路延長工事の行方に危険な不安を抱いています。その道路を横断する人は、マンション住民だけでなく、TX路線沿いの両側にも駅に通じる道路があり、通勤者やショッピングセンターに向かう人も多く、交通事故を防ぐためにも信号設置か、信号が不可であればせめて道路上に「安全注意」の目立った標示等を是非期待したい。	当該道路は、土地区画整理事業で整備中の道路です。土地区画整理施行者であるUR都市機構へ確認したところ、当該地には横断歩道が設置予定であることから、事業の進捗に合わせ計画的に設置するよう、施行者へ要望して行きます。	無	